

## 第一 はじめに

近年、家庭裁判所では、子どもが面会交流を強く拒絶している事案や、DV虐待の存在する事案においてさえ、面会交流に応じるよう監護親への強い働きかけがなされたり、直接の面会交流を命ぜる審判が出されるようになっている。いわゆる面会交流原則的実施論に基づく実務運用については、本誌二二六〇号三頁以下（「子ども中心の面会交流論（原則的実施論批判）」）で三名の論者による批判的検討が加えられている。

DV虐待事案に関わる弁護士にとって面会交流に関する行き過ぎた家裁実務の現状は周知の事実であるが、マスクミなどで取り上げられることも殆どなく、社会に広く知られているとは言い難い。

家裁実務の現状が正しく認識されないまま面会交流や親権監護権を巡る議論が進めば、大人の利益のために子どもの利益を犠牲にすることにもなりかねない。

そこで、家裁実務の現状を目に見える形

## 特別寄稿 面会交流に関する家裁実務の批判的考察

—「司法が関与する面会交流の実情に関する調査」を踏まえて—

## 可 児 康 則

で明らかにすべく、日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会有志で「司法が関与する面会交流の実情に関するアンケート調査」を実施した。同委員会の委員のほか、

委員を通じて各単位会の両性の平等に関する委員会の委員などにもアンケート用紙を配付した。生の実情を明らかにするために自由記載での回答を多く求めた。その結果、全国で六五名の弁護士から、生々しい実務の現状につき回答が寄せられた。

調査結果の詳細は参考資料・「司法が関与する面会交流の実情に関する調査結果の概要」（後掲一九頁）をご覧頂きたい。

以下、本稿では、今回の調査結果を踏まえつつ、面会交流事件に関する家裁実務の現状に対し批判的な考察を加える。特に

以下、本稿では、今回の調査結果を踏まえつつ、面会交流事件に関する家裁実務の現状に対し批判的な考察を加える。特に

子どもに強制することに他ならない。子

どもが親でも同じである。子どもの意思に反する面会交流は会いたくない人と会うことと会うことを強制される謂われはない。相手が親でも同じである。子どもの意思に反する面会交流を決めてでも子どもの意思を無視した面会交流を決めてでも現には困難さを伴う。面会交流にとつて子どもの意思は決定的に重要である。

ところが、今回の調査結果（問五、問八、問一の各回答）から、子どもが面会を拒絶しているにもかかわらず、調停、審判で、面会交流が決められてしまつていい実情が明らかとなつた。

(1) 家裁実務における子どもの意思の扱われ方

原則的実施論に基づく家裁実務につき詳しく解説した細矢郁判事ほかによる論文は、子どもの拒絶を、例外的に面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由の一つとして挙げている。とすれば、子どもの拒絶意思に反した面会交流が決められることにならぬようにも思われるが、裁判所は、子どもが示した拒絶意思を言葉通りに素直には受け取らない。「子の表面的な言動にとらわれることなく、両親の離婚紛争の経緯、両親と子との関係、子の年齢、発達段階、心身の状況など、子の言動の背景事情を総合的に考慮した上で慎重に判断する必要がある」とし、子どもが示した拒絶意思が「真意からの拒絶とは評価されず、面会交流を禁止・制限すべき事由があるとは認められないこともあり得る」とする。

調査官らの研究論文は、この点をより具体的に述べており、「子の意思の全体像を問題解決に生かすために評価を行う」とした上で、「子の福祉に資する解決方針を検討することが重要」「子の意思を分析し、評価した結果をケース全体の理解につなげ、子の福祉のために何が必要かという観点からの解決の指針を示す」とする。<sup>③</sup>原則的実施論に基づく現在の家裁実務では、面会交流を実施することが子の福祉に資するとされていることから、「子の福祉に資する解決方針」は面会交流を実施するとの解決方針となる。従つて、子どもが表明した意思是、面会交流の実施に繋がる方向で、あるいは、少なくともその妨げとはならぬ方向で分析、評価されることになる。

筆者にも、子どもが示した拒絶意思を、調査官によつて「監護親の影響の可能性がある」などと分析され、「子どもの福祉を害するほどの嫌悪感はない」と評価され、面会交流すべきとの調査官意見を出された経験がある。

(2) 調査官による子どもの意思の分析、評価の是非

意思を表明したのが大人であれば、その意思を第三者が分析し、評価し、発言と異なつた結論を導くことは通常あり得ない。そのようなことを行えば、当事者から直ちに訂正され、反論される。ところが、意思の表明者が子どもの場合、家庭裁判所では「子の福祉のため」として調査官による意思の分析、評価が行われ、子どもが示した意思とは異なる結論が容認される。

子どもの意思の扱いにつき、我々司法関係者は素人同然である。調査官の専門性も裁判所内部での相対的専門性に過ぎない。

子どもの意思をいかに扱うべきかについては、裁判所の外の世界で日常的に子どもと関わる児童臨床専門家の意見に耳を傾けることが重要である。

面会交流を巡る子どもの意思に関し、乳幼児、児童思春期精神科医の渡辺久子は

「子どもが面会交流を拒否するとき、それは殆どの場合、その子が全身で体験した記憶がその相手を信頼するに足りるものでないことを示している。どんなに幼い子どもが被害者となる重大な事件につながる場合でも、暴力の危険性には細心の注意を払はなければならぬ」としつつも、「暴力の危険性を過大評価し、親子の関係を制限する」とすれば、子の健全な発達を損ね、子の福祉に反する可能性がある事案もある」との認識を示している。

実務において暴力の危険性が過小評価されていると感じたことはあっても、過大評価されていること感じたことはない。

DVの自撃が子どもの心身に大きなダメージを与え、PTSDをはじめとする様々な身体症状を引き起こすことが多い専門家によつて指摘されている。加えて、近年では、DVの自撃が脳の発達に悪影響を及ぼすことも明らかになつてゐる。いわゆる面前DVの子どもの発達への悪影響は実証されたことである。

一方、DV事案で子どもと加害者である別居親との関係を制限することが子どもの健全な発達を損ねることは実証されていない。それ以前に、DV事案を含む紛争性の高い事案において、面会交流が子どもの健全な発達に有益であることすら科学的根拠

い分をよく聞かなければならぬ」と指摘する。また、臨床心理士の平井正三は「しばしば子どもが言葉で明確に述べることに訂正され、反論される。ところが、意思の表明者が子どもの場合、家庭裁判所では

は、大人が思つてゐる以上に理解力や思考力がある場合がある」と指摘する。

これらの指摘に共通するのは、子どもが示した意思が大人が考えるよりも信頼できるということである。

我々大人が、子どもの示した意思を安易に分析、評価し、表明された意思とは違う結論を導いた場合、その結論が子どもの真意を適切に反映していない可能性は高いといえよう。

現在のような調査官による子どもの意思の分析、評価の仕方には問題があり、子どもの福祉に資することは言い難い。

(3) 児童臨床専門家との連携協働のもの

子どもの意思を把握する必要性

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

ではなく、児童精神科医や臨床心理士等々、児童臨床の専門家の関与のもとで行われるべきである。時間をかけて子どもと信頼関係を築き、その信頼を土台にしつつ慎重に子どもの意向を聴取することが必要である。このような方法をとることで、子どもの真意を正確に把握することが可能となる。

意思を表明したにもかかわらず、これを無視され、面会を強要されることは、子どもにとつて理不尽であり、子どもに行き場に分析、評価し、表明された意思とは違う結論を導いた場合、その結論が子どもの真意を適切に反映していない可能性は高いといえよう。

現在のような調査官による子どもの意思の分析、評価の仕方には問題があり、子どもの福祉に資することは言い難い。

(3) 児童臨床専門家との連携協働のもの

子どもの意思を把握する必要性

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

感、安全感を抱ぎづらく、心身の回復には時間を要する。子どもが居る場合、子どもがDVを自ら攻撃していることは少なく、子どももダメージを受ける。子どもの生存と発達には身体的・物理的な安全とのびやかな精神活動ができるための心理的・情緒的安全が必要である。しかし、力が支配するDV家庭では、身体的・物理的安全も、心理的・情緒的安全も確保されず、子ども

の発達にも悪影響が及ぶ。

DV事案では、加害者である別居親から離れ、監護親による監護環境を安定させるために、子どもの成長に必要不可欠なことにより、子どもの成長に必要な身体的・物理的安全、心理的・情緒的安全を確保することが何よりも重要となる。DV事案での面会交流では、子どもの安全が害されることのないよう慎重な配慮が求められる。

専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

なお、第三者の立ち会いなく、密室で行われる現在の調査官による子の意思の調査は、当事者、関係者に疑惑を抱かせていく

ことにより、子どもの成長に必要な身体的・物理的安全、心理的・情緒的安全を確保することが何よりも重要となる。DV事案での面会交流では、子どもの安全が害されることのないよう慎重な配慮が求められる。

専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

家庭裁判所は、自らの能力の限界を自覚し、子どもの意思の把握につき、児童臨床

専門家との連携協働を真剣に検討する必要がある。

渡辺、平井は、ともに、子どもの意思の把握には十分な時間と労力をかけるべきと説く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

面会交流につき、子どもが表明した意

を重視する以上、その把握は誤りなきよ

く。しかし、現在の実務では、子どもの意思の把握に十分な時間と労力はかけられないことは言い難い。子どもの意思の把握は調査官による面談で行われるが、面談回数は一、二回、各回一時間程度と短時間である。

ではなく、児童精神科医や臨床心理士等々、児童臨床の専門家の関与のもとで行

われるべきである。時間をかけて子どもと信頼関係を築き、その信頼を土台にしつつ慎重に子どもの意向を聴取することが必要である。このような方法をとることで、子どもの真意を正確に把握することが可能となる。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである。

原則的実施論に基づく家裁実務の運用では、DVは、子の拒絶と同様、面会交流を禁止・制限すべき具体的な事由とされている。しかし、今回の調査で明らかとなつたのは、DVへの配慮がないまま面会交流が実施されていることである。児童臨床専門家との連携により調査の密室性は解消されるが、それ以前にも、調査官調査の可視化は速やかに実施されるべきである

このようないい別居親から的要求に対しても、は、別居親を適切に指導し、これを抑制する必要があるが、家庭裁判所の対応はあなたかも腫れ物に触るかのようであり、適切に対処できているとは言い難い。

面会交流を強く拒んでいない監護親が、別居親から過大な権利要求を突きつけられ、面会を強く拒絶するようになってしまいう場合がある。また、監護親が面会交流に応ずる意思を示しているにもかかわらず、別居親が、自らの過大な要求の実現にこだわり、却つて面会交流が実現しないままとなる場合もある。

(2) 履行の場面での問題行動

別居親の言動が問題となるのは調停、審判の場面だけではない。面会交流の内容が定まり、面会交流を実施する場面でも、別居親のルール無視、面会交流の条項につき独自の解釈に基づく行動、監護親や第三者に対する威圧的な言動などが、面会交流を中断させる。面会交流を継続的に行っていくには、両親間に面会交流を定めに沿つて実施できる程度の最低限の信頼関係が必要であるが、別居親の言動によつて信頼関係は破壊される。DV事案であれば、監護親にDVの記憶が蘇り、心身に不調を來した子どもが大きなストレスを受ける場合もあることがある。

別居親の言動でストレスを受けるのは監護親だけではない。実際に別居親と面会する子どもが大きなストレスを受ける場合もある。

し、ひいては、監護環境を悪化させる危険さえもある。前記第一・三のとおり、別居親の問題ある言動が原因で面会交流が実現できなくなつた場合、必要なのは別居親の言動の修正を促すことであり、それさえもなく間接強制で面会交流が実現するとは思えない。

専ら監護親の身勝手により面会交流が実現していない事例は必ずしも多くはなく、間接強制が面会交流再開に繋がらないことは当然といえよう。

子どもの貧困が社会問題となつてゐる。母子世帯の総所得は児童のいる世帯の総所得の僅か三六%に留まつてゐる。<sup>(25)</sup>監護親の多くは母であり、間接強制金の制裁が科されるのは殆どの場合で母子世帯である。間接強制に効果が期待できない以上、裁判所が間接強制を認めるとは、多くの場合、面会の再開ではなく、貧困状態の母子世帯を経済的に追いつめ、その貧困化を加速することにしか結びつかない。

強制決定を妨げる理由となるものではない」とする。しかし、調停、審判の手続において子どもの意思が軽視されていることは、第二・一で詳しく述べたとおりであり、最高裁の認識は誤っている。

る。面会交流開始前には別居親に特に悪い印象を持つていなかつた子どもが面会交流の際の別居親の身勝手な言動を通じ、別居親に失望し、面会を拒絶するようになつて残念な例も複数報告されている（問一〇）。子どもの気持ちの変化を自らが招いたためであると自覚できる別居親であれば、巨省し、自らの言動を改めることで、子どもの心境が変化し、面会交流に再び前向きになることもあるかもしれない。しかし、別居親が、監護親に責任転嫁し、監護親を責め、調停条項あるいは審判に従つた面会の実施を要求し続けるような場合、子どもの気持ちが前向きになることは期待できなかつ。子どもは何歳であろうとも自らの意図を持つてゐるし、両親を含む周囲の大人はそれを冷静に観察している。また、日々成長をしている。自らの問題行動を自覚しない態度のままでは子どもの気持ちは変わらない。それどころか、別居親への拒否感が強まり、面会の実現は更に困難となる。

### 第三 面会交流力 合の対応

一 母子の貧困化を加速させる裁判所  
最高裁判所が面会交流につき間接強制を認め得る場合があるとの判断<sup>(25)</sup>を示して以来、別居親から間接強制が可能な内容の審判が求められることが増えた。実際に間接強制の申立てをされることも珍しくなくなっている。  
しかし、今回の調査で、間接強制が面会交流再開に必ずしも結びついてはいない事情が明らかになつた。面会交流が中断した際、履行勧告、再調停、審判、間接強制の結果、面会交流が実現したとの回答は一五件あつたが、間接強制が面会交流再開に釣り合ったとの回答はそのうちの四件のみである。この四件も、一件は間接強制の手続を調停的に進行して監護親と別居親が話し合ひをしたもの、一件は別居親の対応で一時的には再開できたものの後に中断したものであり、純粹に間接強制の効果で面会が実現したのはわずか二件であつた（問一四の回答）。

り、面会交流開始後の別居親の言動に子どもが失望し、面会交流を拒否するようにならる場合がある。子どもが別居親と会うことを強く拒絶していれば、多くの監護親は子どもの気持ちを尊重し、間接強制金の支払いやによって生活が困窮するとしても子どもに面会を無理強いしない。無理強いしても子どもが強く拒絶していれば面会させるとは難しい上、子どもと監護親との関係が悪化することもある（問一六のカ）。監護親の苦しむ様子に子どもが自らの気持ちを抑え、望まない面会に出かけることもあるかもしれないが、親想いの子どもに我慢を強いることで面会を実現することなど大人がすべきことではない。

前記第一・二のとおり、DV事案につき十分な配慮もなく無理な面会交流が決められている実情もある。このような場合も間接強制によるプレッシャーが直ちに面会再開に結びつくかは甚だ疑わしい上、そのストレスがDV被害者でもある監護親の心身の状態を悪化させ、皮膚からの回復と自尊

#### 第四 面会交流実施による悪影響

裁判所で決められた面会交流を行つた結果、子どもの心身に悪影響が生じたとの回答が多数寄せられた（問一五、一六）。また、監護親の心身に悪影響が及んだとの回答も多数寄せられた（問一七、一八）。監護親への悪影響は監護の質の低下を招き、子どもの生活環境を悪化させる。

ても全国の家庭裁判所が扱った面会交流事  
件全体から見れば微々たる数であり、今回  
の調査で明らかになつた子どもが傷つけら  
れた事案が氷山の一角であることは明々  
白々である。一体どれほどの子ども達が家  
庭裁判所によつて傷つけられているのであ  
ろう。

## 一 直接的な子への悪影響

# 一 直接的な子への悪影響

家庭裁判所が子どもを傷つける事態は避けられないものではない。面会交流ありき

認めるのであれば、その前提として、子ど

子どもの成長は早い。両親との関係が中

D、不安障害といった診断を受けたとの回答

## 二 監護親への悪影響による間接的な子

への悪影響

(10) 渡辺久子・前掲注(5)一八頁。  
(11) 児童精神科医の田中究は、「DVの目撃、親の別居や離婚は子どもにとって逆境体験となる」。「こうした、逆境体験といった強いストレス状況にある子どもにとって、さらにそこに面会交流が、本人の同意のないまま、大人の都合によって要求されることは、ようやく安定した生活の可能性に期待し始めた子どもにとって極めて重い心的なトラウマをもたらす出来事である。このことは、「層子どもに負荷をかけ、子どもの身体や精神に障害を与える可能性がある」と指摘する。田中究「DVと離婚、子どものトラウマへの配慮と面会交流」前掲注(5)梶村五五、五六頁。

(12) 平井正三・前掲注(6)三四頁。  
(13) 渡辺久子・前掲注(5)三六頁。渡辺は「家庭裁判所の調査官面接において、密室での誘導尋問や操作が無自覚に行われている疑惑を、筆者は強く抱いている」とし、調査官との「面接場面はビデオで記録し、家庭裁判所が保存し、必要に応じて専門家がチェックできるようにするべきである。スーザン・バイザーがワンサイドミラーから面接を観察する方法もある」と述べる。

(14) 抨稿「面会交流をめぐる家裁実務の問題点—調査官調査の可視化を中心にして—」前掲注(5)梶村一六八頁以下。

(15) 長谷川京子「面会交流原則的実施施策の問題点」前掲注(5)梶村七、一二二頁。

(16) 抨稿(注14)一七〇頁。別居親との面会交流を好意的に評価する立場から意を要する」が「子どもがこうした状況にいることは、子どもと何度か会って初めてあらわになる場合も多い」とし、「子どもの真意や真情を知るには時間をかけるのが最も大切」と述べる。

(17) 細矢郁ほか・前掲注(1)七八頁。

(18) 公表されている審判例として、東京家審平13・6・5家月五四卷一号七九頁、横浜家審平14・1・16家月五四卷八号四八頁、東京家審平14・5・21家月五四卷一一号七七頁、東京家審平14・10・31家月五五卷五号一六五頁がある。筆者が監護親の代理人となつたDV事案でも、平成一六年と平成一八年に面会交流の申立てを却下する審判が公表されている。

(19) 宮崎紀子・土方正樹・鳥居貴美子・千葉幸史・日黒正貴・及川由佳「配偶者間暴力や児童虐待が問題となる調停事件における子の調査方法の研究」家裁調査官研究紀要一九号二・四頁。この研究では、主に米国の議論をもとに、DVを「パートナーによるコントロールに基づく暴力(CCV, Coercive Controlling Violence)」「暴力による抵抗(VR, Violent Resistance)」「対等な関係性の中での状況的に起る暴力(SCV, Situational Couple Violence)」「関係を破綻させるようだ出来事が引き起こす暴力(SIV, Separation-Instigatecc Violence)」に分類し、危険性評価に差をつける。DVといえども様々であり、危険度も一律でないことは否定しない。しかし、DV理解が進む米国と異なり、DVの危険が適切に評価されているとは言い難い我が国の家裁実務の現場において暴力を過度に類型化することは、更なるDVの過小評価に繋がらないか。

(20) 友田明美「家族の葛藤と子どもの心と脳の発達」前掲注(4)小川・四二、三四頁。

(21) 渡辺義弘「心理学的知見の教条化を排した実務運用はどうあるべきか—子どもを中心の面会交流の背景を踏まえて—」前掲注(5)一四一～一四五頁。

(22) 東京高裁平25・7・3判タ一三九三号「三三頁。筆者が関わった事案でも同様の判断がなされたものがある。

(23) 最高裁判所判例解説民事篇平成一  
年度(下)二一事件五一頁以下。

(24) 長谷川京子「子どもの監護と離婚後別居親の関わり」本誌二二六〇号一頁以下。

(25) 最一決平25・3・28(平二四訴)四  
一・四七・四八号。

(26) 平成二四年国民生活基礎調査。

(27) 本誌二二六〇号三頁以下。  
(かにやすのり・弁護士)

---

参考資料・司法が関与する面会交流の実情に関する調査結果の概要

調査主体 日弁連両性の平等に関する委員会 委員有志

調査方法 日弁連両性の平等に関する委員会委員宛にアンケート用紙を配付し、FAX又はEメールで回答を得た。なお、委員に対し、単位会の両性の平等に関する委員、面会交流事件を扱っている弁護士へ配付を依頼。

調査期間 二〇一六年一月一〇日から一月二〇日

回答結果 六五人

問三 DVや子どもへの虐待があつた事案で、直接の面会交流を行うこととなつた事案がある。四三人

問四 履行が困難だと感じた内容の調停が成立したり、審判を出された経験がある。

問五 履行が困難であると感じた理由（抜粋）

ア 調停で監護親が非監護親と子の面会交流に立ち合うよう調査官からしつこく求められた。監護親が精神疾患になつた。

イ 小学校高学年の子が面会を拒否しているにもかかわらず、会わせる努力を監護親はすべきだとの審判。

ウ DV、モラハラの事案で、夫が、年間一〇〇日の面会交流を要求してきた事案（未成年者四才）。調停中は、月一回、第三者機関の受渡支援を受けながら面会交流を継続してきたものの夫が第三者機関を利用し、その後は第三者機関外での面会交流をする裁判官などから子どもを別居親と面会させるよう求められたことがある。四九人

求に対し、被害者である監護親がDVの事実や、別居親への恐怖心を訴えることは心情として当然のことである。ところが、先述のように、面会交流事件に関して暴力の危険性の過大評価を戒める家庭裁判所では、監護親が訴えるDVの危険は、面会交流実施の妨げとならないよう過小評価され、軽く扱われる（問五のソ、ツ、テ、問八のセ、テなど）。運良く理解ある調停委員に当たれば、監護親の言葉に耳を傾け、これに配慮した調停進行がなされることもある。しかし、そうでない場合、監護親の訴えは面会交流を拒否するための「わがまま」程度に受け取られ、「面会交流させることは監護親の役目」などと、上から目線で「お説教」されることも珍しくない。

かつて、調停は、DV被害者にとってエンパワーメントの場として機能していた。しかし、現在では、自らの訴えも聞き入れられず、面会交流を強く説得されるという

第五 最後に  
原則的実施論に基づく画一的・定型的な運用は司法が関わる面会交流に大きな歪みを生じさせている。裁判所に持ち込まれる事件はそれぞれ異なつており、子どもの置かれた状況もそれぞれ異なつていているのであるから、本来、目の前のその子に合った解決が目指されなければならぬ。しかし、裁判所は、目の前のその子ではなく、抽象的な子どもを念頭に、子どもの利益になるとして面会交流を命ずる。その子の拒絶意思は、子どもの福祉に資するとされている。面会交流の妨げとならないよう解釈される。また、面前DVが及ぼす様々な影響にも目を瞑り、暴力の危険も過小に評価し、十分な配慮がないままDV事案で面会交流を命ずる。調停、審判での別居親の言動から面会交流の実現に困難が予想されるような場合であつても面会交流を命ずる。

(問) お常に厳しい意見が多數寄せられた（一九の回答）。これら弁護士の意見の背後には、その何倍もの当事者達の声がある。裁判所はこの声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、原則的実施論に基づく画一的・定型的な運用がいかなる結果を招いているかを直視し、早急にこれを改めるべきである。

裁判所が何も対応せず、このままの状態を放置し続ければ、いずれ、社会からの信赖を失うことになるであろう。裁判所によつて傷つけられた子ども達も日々成長し、いつの日か大人になるのである。

(1) 細矢郁・進藤千絵・野田裕子・宮崎裕子「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理のあり方－民法七六六条の改正を踏まえて－」家月六四巻七号八〇頁。

(2) 前掲注(1)八〇、八一頁。

(3) 外岡恵美子・前田勉・本多洋子・吉田央・貝原弓子・松下美加子「家事事件における小学生の子を対象とした調査の

た第10回 ISPCAN 国際子ども虐待防  
学術世界会議においてケンプ賞を受賞  
た児童精神科医でシドニー大学名誉教  
のオーツ（K.Oates）は、記念講演で「  
どもの面会交流拒否は同居親（母親）  
待体験とはすぐに消える『砂の上の足跡』  
ではなく、永続的な影響がある『セメー  
トの足跡』なのだ」と述べたとのことと  
ある。前掲注（5）三〇、三一頁。

(8) 渡辺久子・前掲注（5）三〇頁、「  
三頁。渡辺は「なぜ子どもが別居親と  
面会交流を拒否するのか、その理由、内  
容、意味や程度を大人達が多面的に理詮  
し、深く精査することが重要である」と  
指摘する。また、「子どもの意思表明を的  
確に評価するためには、子どもを安全な  
心環境のもとにおいて、中立性が確保  
された、子どものからだと脳と心の発達  
を理解する専門家が、子どもの信頼を得  
てその真意の聴取に当たらなければなら  
ない」と述べる。

への悪影響  
面会交流を実施する場合、監護親は、別居親との間で日程の調整等々のために連絡を取り合わなければならなくなることも多い。子どもの年齢によつては面会交流の場への同席や、子どもを引き渡すために別居親と直接接触しなければならないこともあります。監護親がDV被害者の場合、面会交流のための別居親との接触は非常に大きな負担であり、定期的に恐怖心が呼び起され、DV被害からの回復を阻害されるおそれもある。

非常にストレスフルな場となつてゐる。両会交流の実施により監護親が心身に不調を来し、中には病院の受診さえも余儀なくされているとの回答も得られたが、この結果は、実務の現状からして予想できたものである。

監護親の心身の不調は監護の質を低下させ、子どもの生活環境を悪化させる。監護親が不安定では、子どもは安心して生活することができず、子どもの福祉が害され、DVに対する家庭裁判所の姿勢は、直ち

個別の事情に十分配慮せず、画一的に守  
められた面会交流は実現に困難さを抱えて  
おり、調停条項や審判通りに履行されない  
結果に繋がり易い。すると、裁判所は、時  
として間接強制という強権的手法を用い、  
調停、審判どおりの面会を強要する。実現  
困難な面会交流を命じた裁判所にも責任が  
あるはずなのに、自らの責任には向き合わ  
ず、監護親と子どもに責任を転嫁し、間接  
強制金の支払いという「罰」を加え、監護  
親と子どもを苦しめる。

五、七六頁】留意点」家裁調査官研究紀要一八号

(4) 抨稿「司法における面会交流の現実  
小川富之・高橋睦子・立石直子編『離  
後の親子関係を問い合わせる』(法律文化社  
二〇一六)一一〇、一一一頁

(5) 渡辺久子「子どもの本音・声を歪  
ない面会交流とは?—乳幼児精神保健  
からの警鐘—」梶村太市・長谷川京子  
『子ども中心の面会交流』(日本加除  
版、二〇一五)一八三二頁。

(6) 平井正三「子どもの主体的な声を  
くこと臨床心理学の関わり方」前掲  
(4) 小川・三〇三三頁。

ものとされた。別居後も自宅への押しあげ、幼稚園での警察沙汰、連日の面会交流を求める、連絡文送付等問題行動の多い夫であるのに、第三者が機関外面会を認めため、妻の負担が大きい。

工 感情的対立が大きい。

オ 子と監護親にとつては虐待というべき過度なスキンシップを行なつてくることを別居親・裁判所が問題視しない。

カ 子どもが面会を強く拒絶していたから。

キ 子の引渡しを行う者の確保。

ク 子の意向に反したため、子が面会を拒否した。

ケ 保護命令を二回申立てており、母は父と話ができない。

コ 子(一人)が一才のときに別居しており、父子関係が形成されておらず、直接開始時(五才)までに別居後約四年が経過している。

サ DVの事案であるのに、将来の面会交流に向けての協議を前提とした調停が成立していた。

シ 未成年子が別居親に対して拒否感情が強く、試行的面会交流も途中退室して泣き出す等、困難が想定された。

ス 面会交流を実施できるような最低限の信頼関係すら修復されていない。

セ 月二回の宿泊という条件の審判。深刻なDVではなかつたし夫宅の近く

になる」と言われたので、やむなく三ヶ月に一回の面会で調停が成立した。  
オ 別居親のDVが原因で保護命令(接続禁止)が出ている事案で、直接的な面会交流の実施に強い不安を抱いている監護親に対しても、不安を解消もしくは減少させるための十分なアプローチもないまま直接的な面会交流が認容された。

カ 子どもの意向や都合を聞かずにつけて定。受験前の決定。

キ ①未成年子(九才、六才)の拒否感が明らかであったにもかかわらず、実施する審判。結局、未成年子が送迎車から降車せず、数時間こう着状態が続いている。②別居親側に遵守

条項がなく、面会交流を口実に毎日電話をかけたり、学校行事に突然現れたりすることをなんら止めさせる方法がなかつた。

ク 面会の頻度が多すぎた上に、DVで関係がこわれているおとな同士に過大な連絡を義務づけた。

ケ 面会において、別居親が威圧的な自宅が面会場所と決められており、子どもが恐怖を感じた。

コ 以前ならこのDV、この事情(非監督親側の諸事情)であれば間接的な交流に留めたたと思える事案で、直接面会の条項が入るよう(裁判所から会わせるよう強い説得がある)なつて

いる。(裁判所の説得)拒んで、法的紛争を延々と続けるほどの心身面経済面の余裕はないので、いつたんは受け入れざるを得ないことも多い。

サ 離婚判決において、半年以上面会が実施されていないのに、いきなり月二回、そのうち二か月に一回は県外の非監護親の自宅での面会が命じられていた。半年以上面会が実施されていなかつたのは、調査官が面会を控えた方がいいという意見書を提出、監護親がその意見に従つていたため。裁判官は、子どもに直接会うこともなく、机上の理論で、調査官の調査書を批判的に論評、上記判決に至つては、子への面会実施を要求した。

シ 安直に実施だけを決めて、実施に無理のある条項が散見される。

ス 回数が多すぎるため、当事者間の調査が難しく、別居親とのやりとりに監護親が疲弊してしまつた。

テ D.V.事案であつても、別居から例えば一年程度たつていれば、「もう落ち着いたでしよう」という感じで面会交流を進めてくる。裁判所は、監護親(母)が、DVのため別居親(夫)と接触することが何年たつても困難であるという事情を理解していない

ようないじめ。この点を理解することでなくして、いくら間接強制可能な審判条項を示しても、眞の面接交流の実現は遠のくばかりと感じる。

に住んではいたが、幼稚園の年長の女児で月二回の宿泊は負担が大きい。  
ソ DVにより監護親である母親が父親と対峙することが困難であるにもかかわらず、審判によつて面会が命じられた。

タ 非監護親から身を隠している事案では、面会をさせることそのものが、子どもの口を通じて母子の居場所を推知させる情報が引き出される恐れがある。さりとて、子どもに口止めをすることは、子を板挟みにし、過度の精神的負担になり、できない。

チ 暴力暴言を理由に監護親の別居親(とその両親の介入)への不信感が強い。別居親が遠方に住んでいる(海外等)。監護親・別居親とともに精神疾患がある等。

ツ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

テ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

シ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

ス 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

ナ ナ月二回等、頻度が多すぎるため、子どもが成長するにつれ調整が困難になると感じた。また、監護親も、非監護親の希望に合意すれば、親権を譲歩してもらえたり、養育費を多く支払つてもらえるという気持ちがある等。

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親に腹を立てていて会うのが嫌だ、と明確な意思を表示していた。調査報告書は自分の意見が正しく聞き取られていないと反論書までだしてきていた。

会も実施できていないにも関わらず、間接強制が可能な条項とするしかないとして、月一回、駅で、父親の両親が来て受渡し、という決定を出され、親が来て受渡し、といつ決定を出された。

そこで、子ども自身も父親の記憶がまつたくなく、子どもにとつてもあり得ない内容の決定であった。

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親から身を隠している事案では、面会をさせることそのものが、子どもの口を通じて母子の居場所を推知させる情報が引き出される恐れがある。さりとて、子どもに口止めをすることは、子を板挟みにし、過度の精神的負担になり、できない。

チ 暴力暴言を理由に監護親の別居親(とその両親の介入)への不信感が強い。別居親が遠方に住んでいる(海外等)。監護親・別居親とともに精神疾患がある等。

ツ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

テ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

シ 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

ス 妻側の精神的負担が大きく、履行をするとほど精神的な落ち込みが激しかったり、身体的な症状が出たりする。

ナ ナ月二回等、頻度が多すぎるため、子どもが成長するにつれ調整が困難になると感じた。また、監護親も、非監護親の希望に合意すれば、親権を譲歩してもらえたり、養育費を多く支払つてもらえるという気持ちがある等。

ト 中学校三年生の女児が、本気で非監護親から身を隠している事案では、面会をさせることそのものが、子どもの口を通じて母子の居場所を推知させる情報が引き出される恐れがある。さりとて、子どもに口止めをすることは、子を板挟みにし、過度の精神的負担になり、できない。

ナ ナ月二回等、頻度が多すぎるため、子どもが成長するにつれ調整が困難になると感じた。また、監護親も、非監護親の希望に合意すれば、



ビデオで取らせる。

妻が不倫の浮気出て行つたと思ひ込んでおり被害者意識が強いという紛争経緯もあるが、それに加えて権利意識が強く、子供の面会交流拒否は

すべて監護親が吹き込んだものと考え、子供の現状に目を向けない。その結果、当方が申し立てた再調停に

出席せず、間接強制の制裁金増額と次々申し立て、さらに父子関係を悪化させていた。子どもが病氣しても、仮病と監護親を攻撃する。

判例時報 2299号

2299号 判例時報

25

問一五 調停条項または審判に基づく面会  
制の結果、面会が実現した。 一五人  
(面会実現に繋がった手続)  
..代理人間で調整  
..間接強制  
..再調停  
..間接強制  
但し、一件は、調停的に進行し改めて条件を合意したもの。また、一件は、別居親が監護親の同席を認めたために数回実現したが、その後、子どもが面会を拒否するようになり中断。  
..履行勧告  
一人  
九人  
四人

力 オ  
面会前や面会後に体調不良になる。  
力 別居親からのプレッシャーや、基本  
的には決められたとおりに実施しな  
ければと真面目に考えている監督親  
と、面会に消極的な子どもとの間で  
の親子関係が悪化する。

タ キ 双方の親を逃げ場にして、生活が乱  
れた。

ケ ク 子どもが不眠、頻尿を訴え、心療内  
科に通院した。診断名は不安神経症、  
抑うつ状態。学校行事への参加拒否  
(父親である別居親が突然現れるため)  
離婚したのに、監護親のマンション  
の上階に越してきた。思い出すとこ

ス　「ママは私がきらいなんですよ」と泣いたり、睡眠中に寝言で「嫌だママのところに行く！」と言つて飛び起きたことなどがあつた。（受診はしない）

セ　情緒的不安、興奮状態を複数回。「適応障害 疑い」との診断。

ソ　子どもが夜泣きをする、寝小便、落ち着きのなさ、怯え等の現象が生じた。医師の診断書に「精神不安定・夜驚症悪化・不眠」とある。

タ　子どもが、夜中に泣き叫ぶ、睡眠不足になる、不安感が増し「お母さん、ずっと一緒にいてくれるよね？」と

二八 兌護親の心身にどのような不調が現れたか、具体的な内容。（抜粋）

ア うつ病になつた。

イ もともと心療内科にかかりついていたが、面会交流前になると緊張が高まるため、その日前後にかならず通院するようになつた。

エ メンタル不調、不安等。

◆ 妻が不倫の挙句出て行つたと思ひ込んだり被害者意識が強いといふ紛争経緯もあるが、それに加えて権利意識が強く、子供の面会交流拒否はすべて監護親が吹き込んだものと考え、子供の現状に目を向けない。その結果、当方が申し立てた再調停に出席せず、間接強制、間接強制の制裁金増額と次々申し立て、さらに父子関係を悪化させている。

◆ 子どもが病氣しても、仮病と監護親を攻撃する。

問一 子どもにどのような事情があつた  
か（抜粋）

ア 別居親への不信感、愛情の喪失。  
イ 子どもの拒絶。

ウ 重度の障がいがある子で、定期的な面会が付き添いとの関係でも困難だった。

エ 子（離婚時、中学生）が監護親が離婚できないのではないかと考え、別居親が望む面会交流を受け入れる意思表示をしたが、離婚後、どうしても会いたくないと言つて面会交流を拒否。別居親が手紙を送つてくることは許容したものの、被害者である監護親に対する謝罪がないなど、子の気持ちへ配慮した内容にならないため、子の態度に変更がない。

オ 会いたがらない。

シ 一回／月で、子（小一・娘）が別居親（元夫）と会うことが負担だと泣き出し、面会を拒絶したいと言われた（虐待は無いが、元夫が極端に無口）。  
ス 子どもが部活などで忙しくなり、面会交流よりも部活を優先しなかつた。

セ 子の成長につれて生活リズムが変化し、条項通りの面会が困難となつた。  
ソ 子が面会交流に消極的。

チ 面会交流実施後、子が不安定になり、継続的に通院。子の心情を考え居親と接触できる状況ではない。

タ 子がPTSDと診断されており、別居親に会うのが鬱陶しくなつた。

ツ 学校や友達との交友が広がり、非監護親に会うのが鬱陶しくなる。

テ 面会をかたくなに拒否して会いたが  
キ 別居親が子ども（小学校高学年）に会わせた面会交流が出来ず、独りよがりの方法を押し通そうとするため、子どもが面会交流を拒否するようになつた。

ク 子どもが会いたくないと言つてい  
る。

コ 別居親と会うことを拒否。

サ ①別居親への悪感情②腎炎の治療③心療内科へ通院を要するようになつた。

ト 異婚後の環境の変化。特に、年齢を重ねることによる情緒面等の変化。  
ナ 子どもの予定が入り、週末が空いていない。

二 子ども（小学校高学年以上）の非監護親に対する嫌悪感、拒絶感が強い。

ヌ 出生後間もなくの別居だったため、父に会いたいというニーズが全くない。五歳になつた現時点で、子は母以外の見知らぬ者との面会を拒絶している。

ネ 面会中、ずっとビデオを撮られ、また別居親が監護親のことを執拗に聞かれることから、別居親と会うくらいなら死にたい等と強く拒絶するようになつた。

ノ 親同士が、離婚のためにやむなく面会合意するなどし、子どもは、親の離婚に協力をするためにしぶしぶそれに合わせてきていたものの、結局、実際に面会をはじめると、非監護親とあわず、面会が負担となり、面会を拒否はじめたりする。

ハ 面会交流を実施することで友達と遊べなくなつたり、熱心に行つているスポーツの試合に出られなくなつたり（面会交流は日曜日に実施するところが多いため、試合や練習に重なつてしまることが多い）して、子どもが嫌がるようになつた。

問一二 その他の問題として、どのような事情があつたか。（抜粋）

ア 遠距離であること、立会人（監護親の男性親族）の負担が大きいこと。

イ 交通費や場所の問題

ウ 監護親の親族と別居親との対立。

エ 子どもの受渡や連絡などの支援ができる親族も支援機関もなかつた場合、交通費の負担や支援機関の費用の負担ができなかつた。

オ 面接直前に抑うつ症状出現。  
カ 面接時のニアミス（接触）による抑うつ症状出現。

キ 偏頭痛、頸回頭痛、嘔吐症。

ク 同居の親に暴言をほく（面会手続きで追いつめられ）。

ケ 産後うつがベースになり、夫との関係で適応障害と診断されていた症状が離婚成立によりいつたん軽快し投薬不要にまで至ったが、面会を通じて元夫と接触がつづく中で再度受診が必要な程度に不安が高まっている。

コ もともと夫（父）の言動によりうつ病の診断を受けていたが、夫のFA X等で言動を思い出し、一時的に体調が悪くなることがあった。

サ 強いストレスによる不眠や悪夢、面会の日が近づくにつれて鬱状態のようになる、感情の起伏が極端に乏しくなり、激しくなったりする等、PTSDの典型的なあるいはこれに類似する諸症状。

シ 精神的に不安定になる。子に対し嫌悪感を持つ等。受診した精神科で別居親から受けたDVをうまく説明できなかつた。動悸、眩暈により救急搬送され、入院を余儀なくされた。

ス 不眠、動悸、不安感、食欲減退などがみられ、日常生活に支障がでると言っていた。

セ PTSD症状やうつ、不眠等の精神的不調が起き、そのことが日常生活

に影響している様子がみられた。

ソ もともとうつ病の診断を受け、寛解とは言われていたが、面会をさせるようにという審判が出て、会わせないと判断されて、間接強制をされたら困る、と心配になった。

タ 不安神経症になつた。

チ うつ状態／パニック障害などの持病が治らない。悪化するなど

ツ 精神的に疲弊して、しばらく仕事を休むことになった。

テ DV被害によりPTSD様の不調が判決で、面会交流に応じないことでの厳しい批判を受け、面会交流の審判を受けたこと、さらに子どもがつよく拒否する面会交流を強制され、その後の子どものケアを要したこと、それでも子どもが不登校になってしまったことなど、数々のストレスが加わったことで、精神症状（うつ、PTSD）は増悪した。

オ 別居親に対する教育・指導をする機会がないことが問題

力 どうせ他人の子だから、どうでもいいと思つていてるようだ。

キ 面前DVが子に対する虐待に該当することについて、どう考えているのか。

カ 子の場合はどうするかという真剣な検討がなされていない。

オ 別居親に対する教育・指導をする機会がないことが問題

力 どうせ他人の子だから、どうでもいいと思つていてるようだ。

# 裁判の世界を生きて

発行・発売所

判例時報社

〒112-10015

東京都文京区目白台一-七-一二  
電話(03)3947-7375  
FAX(03)3947-7374

**著者が後輩裁判官に送るメッセージ**

**好評発売中**

A5判箱入り製本五二八頁 定価 四三二〇円（税込）

著者が、「約五〇年の日々を、ひたすら裁判又はこれに関連する仕事や、これをめぐつて終始私の頭を占拠していた裁判に関するさまざま問題についての読書、勉強、思索に打ち込んで過ごしてきたといふ、いわば自分のこれまでの人生に対する一つの思いを込めた、いささかの感傷ないし感懐の言葉」としての表題が本書そのものである。「若い法曹、特に私の後輩にあたる若い裁判官の人たち、……」対して、本書がなんらかの示唆ないし刺戟を与えたもの。

また、幾何かの興味や関心を惹き起こすよすがとなるところがあるかもしれない」というお考えから、既発表のものに新稿二篇を加えて一書にまとめられたもの。

明哲の著者が人と社会と裁判の理想と現実を探求した比類なき名著。